

大正期日本紡績業構造と金解禁問題

—— 武藤山治の金解禁論を中心として ——

(上)

岩 堀 洋 士

I はじめに

第一次世界大戦後、1920年代の日本資本主義（金融資本構造の確立期）における一大論争点に、「金輸出解禁」=金本位制復帰問題があった。この問題をめぐって1920年代半ば頃以降展開されたのが「金解禁論議」である。この金解禁論議は、貨幣金融理論の発展という視角からすれば、論者それぞれの「利害を端的に反映していたが理論的にはほとんどみるべきものはなかった」と評されている⁽¹⁾。が、視角を変えれば、金解禁論議がかくなるものであればこそ、そこには産業構造・企業体質を基盤とする諸利害の対立構造が直截・鮮明に描き出されており、確立期日本金融資本構造の抱えた課題と問題性が提示されている、ともいえる。

大戦中および戦後の高蓄積過程（大正4-9年、1915-20年）とその高蓄積過程における金融資本構造の成立とのゆえに余儀なくされた大正9年恐慌以後の漸次的整理=価値保存体制⁽²⁾は、大戦中の正貨大量蓄積と「金輸出禁止」という条件の下で、日本銀行を主軸とする業界別救済融資と在外正貨払下げ=為替相場維持策とを車の両輪として、矛盾を孕みつつ展開された。入超下での為替相場高位維持は、生産手段の輸入に便宜を与えつつ国内市場において資本を国際競争力にさらすこととなったし、また輸出抑制的に作用（→輸出需要の削減）することとなった。したがって、為替相場高位維持は「整理促進」的側面をもつものであった。ところが、打ち続く入超と入超の巨額

化→在外正貨の枯渇のゆえに、大正13年、為替相場維持策は行き詰まり、為替相場は暴落を演ずるに至った。これは漸次的整理＝資本価値保存体制の破綻を意味し、実体面への作用を惹き起こさずにはおかない。この「為替相場暴落」を契機として「財界整理」論者の「金解禁即時断行論」が活発化し、「財界整理」論者と「整理回避＝延命」論者の利害対立が顕在化・激化する。この大正期金解禁論議に先鞭をつけたのが、鐘淵紡績株式会社社長・武藤山治の金解禁論であった。

そこで本稿では、大正期における武藤山治の金解禁論＝金解禁即時断行論の論理構造を探ることを通して、確立期日本金融資本構造の一頂点部門を構成する紡績資本（巨大紡績資本）の再生産・蓄積構造の在り方を析出しようと試みた。そして、武藤山治の金解禁論の論理構造が紡績資本の再生産・蓄積構造と企業体質を反映したものであることを明らかにすると同時に、また、それが「一定の環境」の下での利害構造たること、したがって日本金融資本構造の孕む問題性に連なることを展望していきたい。

- (1) 浜田博男「貨幣・金融論争」、川合一郎・川口弘編『金融論講座・第5巻』有斐閣、1965年、336頁。
- (2) 大正9年恐慌以後の「資本価値保存体制」については、拙稿「大正期の資本価値保存体制の一断面」大阪市立大学商学部経営研究会『経営研究』第131号、参照。

II 武藤山治の金解禁論の論理構造

本節の課題・目的は、武藤山治の実体経済認識や理論認識の可否を検討・吟味することではなく、武藤の述べるところに従って彼の論の運びを整理することである。そして、そのことを通して武藤金解禁論の論理構造・主眼点を引き出すことである。

武藤山治の「金解禁問題」に関する所論は大正10年9月から現われはじめる⁽¹⁾のであるが、「金輸出禁止」に焦点を合わせた議論が展開されるのは大正

11年半ば以降のことである⁽²⁾。そしてこれ以降大正年間中、武藤は新聞・雑誌・講演更には実業同志会代議士として国会の場においてと、あらゆる機会を利用して自らの考えを開陳し、「金解禁即行論」（旧平価解禁即行論）の代表的論者として知られるところとなった。大正期における武藤の金解禁論は、このように大正11年以降一貫して続けられおり、大正13年の為替相場暴落を機に始まったわけではない。ただ、大正11・12年時点の議論と大正13年以降の議論との間には中心論点の相違、移動が見受けられる。そこで、大正13年以降の論点を浮き彫りにするためにも、また武藤の論理構造の基本的枠組と全体像を明らかにするためにも、まず大正11・12年時点での武藤の金解禁論を整理したうえで、大正13年以降の議論に移っていききたい。

1 大正11・12年の論理構造

大正一昭和にかけて行われた「金輸出解禁・金本位制復帰」に関する論議・論争の経過のなかで、大正10-12年の論議の特色・焦点が「財界整理・物価調節」にあったことは夙に指摘されてきたところである⁽³⁾。武藤の論議も例外ではない。そこで以下では、当時の経済指標を交えながら、武藤の「物価問題」に接する基本視角、当時の「物価」に関する認識・論理構成、そこからする金解禁主張というものを追跡し、武藤の金解禁論の論理構造を探っていくこととする。

まずは、武藤が「物価問題」に着目することの根拠、そのさいの基本視角である。武藤の立論の拠所が「商工立国」「産業立国」という理念に置かれていること、その視角から「物価」が論じられていることを、大正12年1月発表の論文「商工国と物価」⁽⁴⁾を手掛りに確認しておく。

武藤は「商工立国」の根拠について次のごとく述べる：「我国は国土狭き割合に人口多く、その多くの人口を養うためには「国富を増進すること農業よりも遙かに大にして、多くの人口を収容し得る商工業を以て国民経済の根本とせざるべからず。」⁽⁵⁾日本の自然環境と人口数を考慮したばあい、雇用能

力と生産力の高い「商工業」の発展こそが経済的に生きる道と説くのである。ではそのためには何が基本となるか。「商工業を以て国を樹てんが為には第一に物価の低廉なることを要件とす。物価低廉ならざれば賃銀も自ら高からざるを得ず、原料機械等凡て高かるべし、かくては広く海外市場に自国製品を供給するに困難なるべく、商工業の発達せざるは明らかなり」⁽⁶⁾ (傍点引用者)。「商工立国」が「国民経済の根本」であってみれば「低生産費—低物価」が求められねばならず、「高物価→高生産費」にては対外競争力においておくれをとってしまう、とする。そこで今日の状況はというと、「然るに我国の物価は日露戦争後次第に騰貴し来たり、殊に最近に於て其騰貴の度著し」⁽⁷⁾く、

〈第1表〉 内外物価指数と対米為替相場

	内外物価指数			対米為替相場(ドル/100円)	
	東 京	ロンドン	ニューヨーク	最高	最低
大正 4 年	113	142	123	49 $\frac{1}{4}$	48
5 年	137	191	158	50 $\frac{3}{8}$	49 $\frac{3}{4}$
6 年	175	228	203	50 $\frac{7}{8}$	50 $\frac{3}{8}$
7 年	225	235	220	52 $\frac{1}{8}$	50 $\frac{7}{8}$
8 年	303	287	233	52 $\frac{1}{8}$	49 $\frac{7}{8}$
9 年	216	231	157	50 $\frac{5}{8}$	47 $\frac{3}{4}$
10 年	220	170	131	48 $\frac{1}{4}$	47 $\frac{7}{8}$
大正11年 1 月	216	167	131	48	48
2	214	166	132	48	48
3	211	168	134	48	48
4	207	167	133	48	48
5	204	170	135	47 $\frac{3}{4}$	47 $\frac{1}{2}$
6	207	171	138	47 $\frac{1}{2}$	47 $\frac{1}{2}$
7	211	171	140	47 $\frac{3}{4}$	47 $\frac{1}{2}$
8	205	166	139	47 $\frac{3}{4}$	47 $\frac{3}{4}$
9	202	163	139	48	47 $\frac{3}{4}$
10	200	166	144	48	48
11	197	167	154	48 $\frac{1}{4}$	48
12	192	166	159	48 $\frac{1}{2}$	48 $\frac{1}{4}$

出所) 日本銀行調査『本邦経済統計』

備考) ①内外物価指数は大正3年7月=100とする年末(月末)指数。

②対米為替相場はニューヨーク宛電信相場で年中(月中)のもの。

「我国の物価は先進国に比し頗る高位に在り」⁽⁸⁾。現状に関しては「高物価・割高」認識である(当時の物価動向については第1表参照)。このように武藤は、立論の拠所となっている「商工立国」(貿易関係を組み込んだ再生産体系)という視角から、「高物価」の問題性を提起するのである。

では、こうした物価騰貴・高物価の原因について、武藤はどう考えるのか。武藤が指摘・問題視する物価騰貴の原因は次の5つである、すなわち、「かくの如き物価の騰貴を来たしたる原因は種々あるべしと雖も、予は(一)租税負担の過重(二)保護政策の採用(三)通貨の膨脹(四)労働の高価(五)消費の激増を以て、其主なる原因なりと考ふるなり」⁽⁹⁾。ここに挙げられている諸原因と物価騰貴との関連を、それに続くそれぞれの説明⁽¹⁰⁾を参考にしながら、整理してみよう。

〈第2表〉 財政規模(歳入額)の推移

(単位：千円)

	中央財政一般会計		地方財政	
		うち租税収入		うち租税収入
大正3年	734,648	343,708	374,561	190,126
7年	1,479,115	519,292	600,028	282,027
8年	1,808,633	672,385	821,844	403,982
9年	2,000,652	696,257	1,169,290	573,945
10年	2,065,711	785,851	1,354,950	637,374
11年	2,087,345	896,403	1,591,399	704,329
12年	2,045,298	787,203	1,566,531	610,077

出所) 日本銀行調査局『本邦経済統計』

〈第3表〉 正貨在高と日本銀行券発行高

(単位：千円)

年 末	正 貨 現 在 高					日本銀行 券発行高
	所有者別		総 額	所在地別		
	政 府	日本銀行		内 地	海 外	
大正3年	49,402	291,717	341,119	128,509	212,609	385,589
7年	854,568	733,102	1,587,670	452,602	1,135,068	1,144,739
8年	1,050,794	994,354	2,045,148	702,048	1,343,099	1,555,100
9年	886,989	1,291,636	2,178,625	1,116,298	1,062,326	1,439,240
10年	790,908	1,289,536	2,080,444	1,225,319	855,125	1,546,545
11年	666,958	1,163,234	1,830,192	1,214,709	615,483	1,558,402
12年	525,482	1,127,327	1,652,810	1,208,311	444,499	1,703,596

出所) 日本銀行調査局『本邦経済統計』

(1)財政規模の膨脹は歳入圧力から租税負担に増大をきたし(第2表参照)、これが生産費の昂騰(租税額の価格への転嫁)をもたらした。そのみでなく、他方では財政支出の増大は消費需要の増進ともなっている。(2)保護関税および食料品の輸入税は生計費・生産費の上昇をもたらしている。(3)大戦中の日銀の保有正貨の増加と日銀券の膨脹はその後も金輸出禁止政策のために収縮するに至らず、物価下落も不十分なままに止まっている(第3表参照)、金輸出解禁を行わず、「微温的」諸対策しかとらないために、物価下落は充分なものとなっていない。(4)原料資源に乏しく資本蓄積不十分なれば「低賃銀」こそ対外競争力上必要不可欠の条件たるにかかわらず、近年においては物価上昇を上回る賃銀上昇が起っており、生産費の上昇を惹き起している。(5)農村・都市の購買力の増加著しく物価下落を抑制するものとなっている。

武藤によるところの「物価騰貴原因」にはこのように5項目が挙げられているのであるが、これらは「生産費上昇→価格転嫁→価格上昇」といういわば「コスト」面の要因と、「購買力=需要増による価格引上」とに分けることができる。そして前者には(1)(2)(4)が、後者には(1)(3)(5)が含まれる。しかし、武藤の言うところに従って両要因の相互作用を整理してみると、(5)は(1)(3)(4)の結果とみることができし、(4)は(2)ならびに「高物価」自体の結果である。したがって、武藤の「物価騰貴論」は財政膨脹・輸入関税による生産費の上昇と通貨膨脹による需要増加とに集約されていくことになる。

かくて、「商工立国」に不可欠な「物価低廉」を実現するための「物価調節」論は、「通貨収縮←金輸出解禁」(需要縮減)と財政緊縮・保護政策撤廃(生産費引下)へと帰結していく。「物価の低廉は商工立国策を遂行する上に於て必要なるものなるが原料に乏しく資本多からず、技術亦幼稚なる我国にとりては国民の大多数が労働に従事し、能率を高むると同時に成るべく生活を簡易にし、国家は国費を十分に節減し、自由貿易政策を執り以て物価を安くし生産費を低廉にするの外なきなり」⁽¹¹⁾。物価引下による生産費の引下ということに集約されてきたのである。

以上において、「商工立国と物価」における武藤の論理をみてきたのであるが、ここで要点をまとめておくと、①先進諸国に比し日本の物価水準は高位にあるとの認識、②高物価は生計費・生産費の上昇を来たしているとの認識、③高物価は財政膨脹・保護関税・通貨膨脹に因るとの認識、④「物価調節」（物価引下→生産費引下）のための財政緊縮・保護政策撤廃・金輸出解禁の提言⁽¹²⁾、ということになる。そして総括的に注目しておきたいのは、再生産・循環的連関のなかで、「物価」が「生産費」として把えられ、その「生産費」に焦点が向けられているということである。

「商工立国と物価」に示された武藤の議論は、以上のように、物価論自体としてもまた金解禁論としても、基本的には国内面に重点を置いたものであった。しかし、「貿易関係を組み込んだ再生産体系」が理念され、そこにおける「物価問題」が議論されるのであれば、金輸出禁止の物価への作用の問題についても、国内面（通貨膨脹による物価下支え）のみでなく対外面（貿易関係を介した作用）もまた、論理に組み入れられてくるはずである。この点を論じたものが、大正11年7月発表の論文「金の輸出解禁を主張す—加藤新内閣は通貨政策及び為替政策を更新して徹底的物価調節策を樹つべし」⁽¹³⁾である。これは副題が明示しているように、「金輸出解禁」が「物価調節の徹底的方策」であることを通貨面と外国為替の両面から論じたものである。以下ではこの論文を手掛りに、金輸出禁止の物価への作用問題に関する武藤の議論を追跡していくこととする。

武藤は、議論の出発点としてまず、「高物価（物価の国際的割高）」と「貿易不振（入超）」の問題性を提起する。「現在解決を待つもの……吾人の特に焦眉を要するとなし、それが遂行を望んで止まざるものに物価調節問題と、貿易振興問題とがあ」⁽¹⁴⁾り、「現下世界の最高位にある我国の物価が…輸出の減退となり累月の入超となりて、産業立国の基礎を危からしめんとしてゐる」⁽¹⁵⁾、「此様な高価で対外貿易が発展しさうな筈もなく、産業の不振なのも当然で」ある⁽¹⁶⁾。実体認識としては、物価の国際的割高→輸出減退・輸入促

〈第4表〉 貨物輸出入額

(単位：千円)

	輸 入 額					輸 出 額	差 引 出入超額
	うち食料品	原 料 品	原料用製品	全 製 品			
大正3年	595,736	78,740	328,741	96,253	87,249	591,101	△ 4,634
7年	1,668,144	175,507	855,138	457,643	169,374	1,962,101	293,957
8年	2,173,460	351,353	1,093,754	451,387	261,161	2,098,873	△ 74,587
9年	2,336,175	222,204	1,260,106	509,067	328,400	1,948,395	△387,780
10年	1,614,155	208,329	757,020	324,058	311,469	1,262,838	△361,317
11年	1,890,308	290,236	828,048	390,572	365,379	1,637,452	△252,856
12年	1,982,231	251,548	997,587	358,781	358,129	1,447,751	△534,479

出所) 大蔵省理財局編『金融事項参考書』

進→入超→産業不振という道筋で把えられている(当時の貿易状態については第4表参照)。そうであればこそ産業・貿易の不振に対する高物価の責は大きく、産業を「発展振興さすには、何よりも物価引下げが第一でなければならぬ」⁽¹⁷⁾、とされるわけである。議論の出発点と帰結は、みられるように先きに検討した「商工立国と物価」と同様に、高物価の問題性提示→物価引下げである。が、ここでは、「物価」—「貿易」—「産業」という脈絡のメカニズムが提示され、その脈絡のなかに「金輸出解禁」は位置づけられることになる。

「金の輸出解禁による物価の調節には二つの方面から考へられる。一つは正貨の流出が兌換券の縮小となりて現はれるものとし、一つは対米為替の逆調を転回し、延いては一般対外為替を引戻して低価品の輸入を一層便利迅速ならしめ以て世界一の高価を支持しつゝある我国物価に痛棒を喰はす事である」⁽¹⁸⁾(傍点引用者)。「二つの方面」のうち前者、すなわち、金輸出禁止—正貨未収縮—通貨未収縮の打開策としての金解禁→正貨流出→通貨収縮については、先きにみたように、国内の「需要」「購買力」に係わるものである。他方、後者すなわち「為替相場」の作用問題は、輸入品(円価格)騰落の国内物価への波及作用問題として、むしろ「コスト」「生産費」に係わるものである。こうして、「貿易」—「為替」問題の考慮によって、金輸出禁止の物価への作用経路(→物価調節策としての金解禁)に関する武藤の議論は、金輸出

禁止を「需要」(通貨量)においてのみ問題とするのではなく、「生産費」の問題としても展開されることになる。

「金輸出禁止(金解禁)一為替相場一輸入品価格・生産費」に関する武藤の議論は、貿易収支その他における支払超過(入超)が金輸出禁止下の為替相場に及ぼす作用、すなわち為替相場の金現送点以下への下落という事態(当時の実情は第1表参照)への注視から出発する。「元来日米間の為替平価は49弗85仙であり、現送料は約50仙であるが、今日の相場は輸送点を下る事正に1弗60仙である」⁽¹⁹⁾。そして、この「現送点以下への為替相場の下落」が経済実体に及ぼす作用へと議論は展開されていく。「これでは米国よりの輸入に対しては百円に約3円20銭不利とな」⁽²⁰⁾って、「米国より輸入する原料及び製品はそれだけ我国に於る市価高くなり、さなきだに物価の高きに苦しめる国民をして益々高い輸入品を消費せしむる事になる」⁽²¹⁾(傍点引用者)。金輸出禁止ゆえに蒙る「輸入不利」=同一ドル価額に対する支払円額の増大(過大化)は、輸入品円価格上昇(→生産費上昇)→製品価格上昇という波及経路を通して、実態的には「価格」「物価」に現われるというのである。この波及経路において武藤が特に問題視・注目するのは、「我国の輸入の重なる物は原料機械食料等、是非とも輸入しなければならぬ物」⁽²²⁾という輸入品の品目構成(第4表参照)から、「生産費」の上昇である。「対米為替の不利が継続する期間我国は……工業に在りては、製造原料の高きに苦しまねばならず、一般社会は物価騰貴に悩まされねばならぬ」⁽²³⁾。このようにして武藤は、「金輸出禁止下の現送点以下への為替相場の下落」の問題性を、「輸入不利」の実態的現われとしての生産費上昇→物価上昇として把えるのである。

金輸出禁止に焦点をあてた武藤の物価論は、以上のように、対内面=通貨量問題に加えて対外面=貿易・為替問題をも視野に入れることによって、視点の拡大を得る(通貨量=購買力=需要+生産費)。それだけにまた、金輸出禁止が物価問題に対してもつ意味は大きくなり、位置も中軸的となるのである。「金の輸出禁止は我国の物価を高くする大原因であり、且つ輸入為替の不

利益により原料を高くし、我国商工業の発達を害するものであるから、一日も早く之を解禁し、為替を平準に復し、物価の低下を齎すやうにすべきである⁽²⁴⁾。武藤の「物価調節」の基軸は、金解禁による正貨流出→通貨（日銀券）収縮と為替相場回復→輸入品の低廉化に、すなわち、需要縮減・生産費引下両面の物価引下要因をもつ金解禁に、置かれることになるのである。

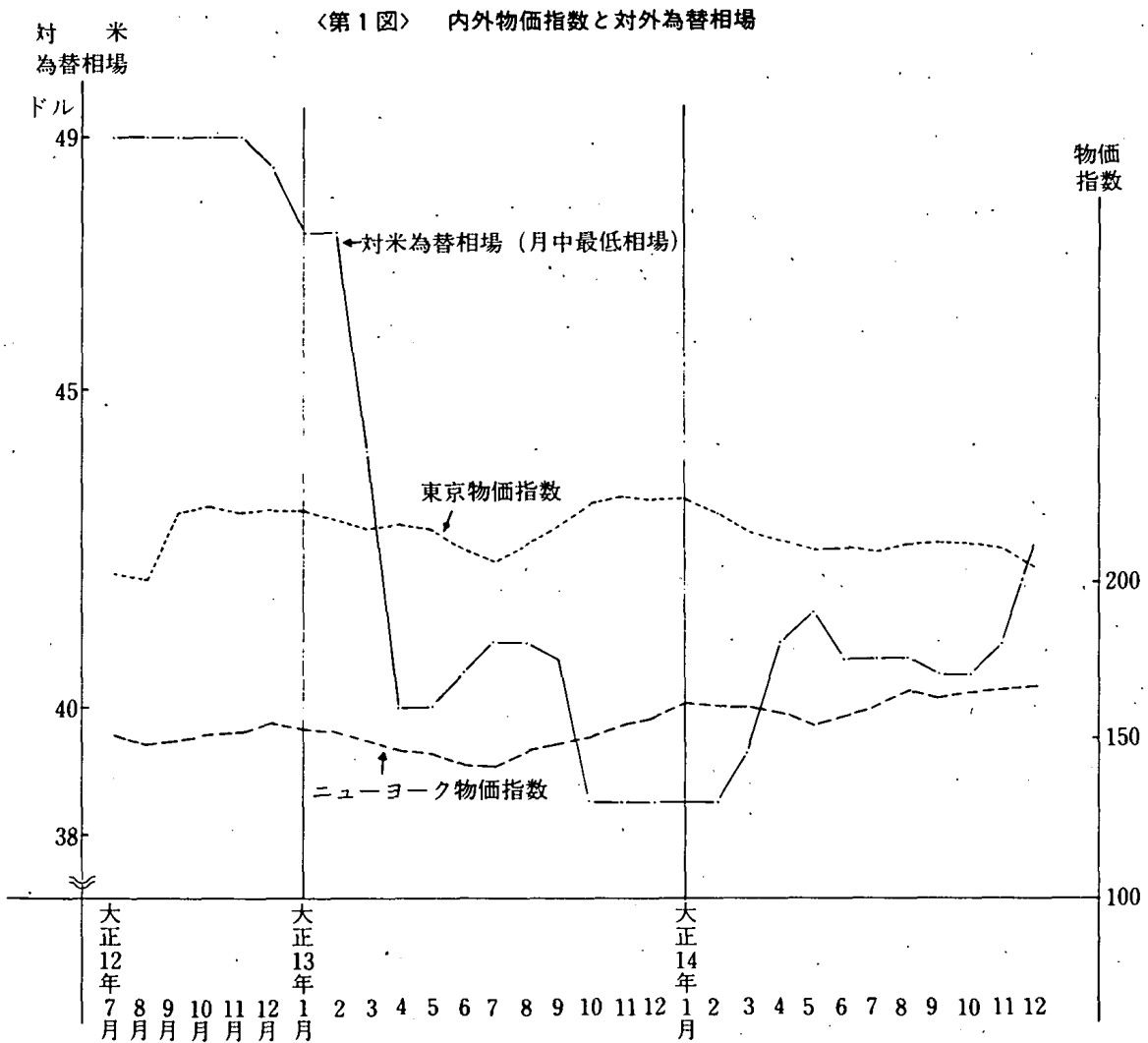
以上において、武藤山治の二つの論文「商工立国と物価」「金の輸出解禁を主張す」を手掛りに、大正11・12年時点での武藤の金解禁論の論理構造を探ってきた。ここでその要点を整理しておく。①日本の生きる道は「産業立国」「商工立国」（貿易関係を組み込んだ再生産体系）であり、先進諸国との競争力においては低賃銀・低原料費＝低生産費に基づく低物価が基本要件である〔理念・基本視角の提示〕。しかし、②大戦後・大正9年恐慌後も高物価水準（先進諸国に比し割高）にあり、これが賃銀を始めとする生産費の割高、貿易収支の入超ひいては産業不振を招いている、③この高物価は「金輸出禁止」に基因する通貨未収縮（→正貨の過剰保有）・為替相場下落（→生産費上昇）によるところが大きく、更に④財政膨脹・輸入関税も生産費上昇→高物価を招くものになっている〔現状認識と問題性の提示〕。したがって、⑤徹底的物価調節策たる金解禁を断行して「物価引下 ⇔ 生産費引下」を進めるべきである〔現状打開・問題性解消〕。

このようにみえてくると、この期の武藤の議論は対外競争力（特に先進国に対する）を念頭においた物価論（低生産費 ⇔ 低物価）を主眼点として構成・展開されていること、そしてその「物価論」において「金輸出禁止」「金解禁」は展開上の基軸をなしていること——これらのことが確認できよう。

2 為替相場暴落期における論理構造

大正12（1923）年9月の関東大震災以来復興資材の輸入が巨額化したこと（→入超の巨額化）と在外正貨が枯渇したこととのために、在外正貨の払下は12年末にはほとんど中止されるに至った。その結果、大正13年3月以降為替

相場は暴落局面に入り、14年10月頃まで38.5ドルを最低相場としつつ40ドル近辺を上下することとなった(第1図参照)。平価に比し約20%の下落である。この為替相場の暴落をきっかけとして金解禁論議が活発化する。この時期の金解禁論議の中心論点・特色は「為替相場の回復」にあり、「問題が経済界の損益に直接関係するところ大であるため……財界人、政界人が活発に主張を展開するにいたったこと」であった⁽²⁵⁾。そして、「我々は先づ其の声を紡績業者から聞いた」⁽²⁶⁾といわれるように、論議の口火をきったのが武藤山治であった。武藤は、この為替相場暴落期の13・14年において、いままでに増して強い調子で、また議論の場を国会にまで広げて自らの主張を展開



出所) 日本銀行調査局「本邦経済統計」

する。そこで、以下では、当該期における金解禁論議において武藤の議論が「為替問題」を中心論点として展開されることの根拠を明らかにしたうえで、中心論点に関する武藤の議論をみていくこととする。

大正13・14年時点における武藤も、前項において確認したところの「商工立国」「産業立国」を基本視角として議論を組み立てており、したがって「高物価」を問題とする姿勢も堅持されている⁽²⁷⁾。武藤が「物価問題」において種々論及したもののうちで、大正11・12年時点と大正13・14年時点とで最も大きな変化を示したものは「為替相場」であり、為替相場の「暴落」という事態・現象である。「我国は大正6年以来金の輸出を禁止して居りましたがけれども、洵に仕合せであったことは金の輸出を禁じても事実上禁じては居らなかつたのであります。即ち絶えず在外正貨を以て為替の平衡を保つことに努めたのでありまして、金の解禁をしないで金輸出禁止の悪影響を直覚に現したことは、大正12年の震災前後からであります。特に最近に至ってそれが著しくなつたのであります」⁽²⁸⁾（傍点引用者）。人為策（在外正貨払下）によって抑えられていた「金輸出禁止の悪影響」＝為替相場下落は震災前後の時期から現われ始め、近年特に著しくなつたという。武藤は、為替相場が47ドル台に低落した時点においてすでに、「金輸出禁止→為替相場低落」の問題性を取り上げ論じていた。前項においてみたところである。したがって、武藤にすれば、為替相場「低落」の問題性が「暴落」によって一層顕著に現実化したわけである。武藤が「為替相場」こそを中心論点として論ぜざるをえない根拠はここにある。

このように、当該期武藤の「為替相場」観（為替相場暴落に関する基本認識）は、前項にみたところの「商工立国」にとっての為替相場の問題性の延長線上に位置している。この基本認識に立って、武藤は、「金輸出禁止→為替相場暴落」を「亡国的政策」となし、「国民経済的損失」論を展開するのである。「金の輸出を禁止して輸入為替を二割以上も不利にせること」⁽²⁹⁾、「輸入為替が二割不利の為に我国の大多数の被る所の損害」⁽³⁰⁾は、「我国を亡国に導き

つゝある処の政策である」⁽³¹⁾と。為替相場の暴落を輸入為替不利面において把え、損失論として展開していく。その「損失」とは具体的には、①消費財の価格上昇＝消費者の損失（←支払円額の増大負担の転嫁）⁽³²⁾ ②預貯金の減価・削減⁽³³⁾、③輸出における資本・労働の投売⁽³⁴⁾、④為替相場変動の貿易阻害⁽³⁵⁾、等として提示される。こうして金輸出禁止下の為替相場暴落に伴う「損失」を提起・強調していくなかで、「我國民の全体の利益、若しくは産業の為に為さなければならない事」⁽³⁶⁾＝「金解禁」による為替相場回復＝「損失」除去を説いていくのである。

したがって、当該期武藤の金解禁論は、基本的には大正11・12年時点の「為替相場低落の問題性」の延長上に位置しつつも、金輸出禁止－為替相場－輸入－損失という脈絡を中心に構成され、為替相場回復＝損失除去論として展開されている、ということが出来る。

ところで、武藤のこうした議論は、金解禁反対論者ないし時期尚早論者の「為替相場・通貨の急激な回復・収縮→打撃」論と鋭く衝突することとなる。武藤自身も金解禁に伴う不況・苦痛については十分に承知しているところである。「金解禁のため、財界に可なり大きなショックを与えることは必然だと思ふ」⁽³⁷⁾と述べ、「今日金解禁を断行することは一層苦痛に相違ない」⁽³⁸⁾と判断している。ただ、問題はその不況・苦痛の程度に関する認識・評価である。武藤は、苦痛を受けるのは一部少数の人々であり⁽³⁹⁾、反対論者のいう程の大混乱は起らない、「多少の犠牲者が出るのは已むを得ない」⁽⁴⁰⁾と認識するのである。この武藤の「小なる犠牲」論は、金解禁反対論者そのものに言い及ぶ段になると、むしろもう一歩進んで、「整理論」にもなっていくのである⁽⁴¹⁾。

ここに現われている問題も、「為替相場暴落時における金解禁即行論」なるがゆえに、表面化・顕在化したものである。大正11・12年時点においてすでに触れられている問題ではあるが⁽⁴²⁾、当該期において一層強調されるにいたったのである。その意味で、反対論者・尚早論者が主張の根拠とする「金

解禁→打撃」論を武藤が承認しつつも、それを「小なる犠牲」論として認識し、更には「整理」論への展望としていることに注目しておきたい。

大正13・14年為替相場暴落時点における武藤の金解禁論は、以上にみてきたように、大正11・12年時点の議論を基本構造としながら、事態を反映して中心論点が「為替相場」に集中し「損失論」へと転化していったものであった。したがって、大正期武藤金解禁論の特徴は次のように整理できる。すなわち、①先進諸国との競争力を念頭においた「貿易関係を組み込んだ再生産体系」を基本視角としている、②「金輸出禁止」が、そして「金輸出禁止下の為替相場下落」が、産業不振・貿易不振の根源であると認識し、それは何よりも「金輸出禁止」に基因する「生産費騰貴」（ \rightleftharpoons 物価騰貴）に求められている、③金解禁に伴う不況・打撃（デフレ・ショック）については不可避・「小さき犠牲」と評価・認識する、④金解禁と同時に財政緊縮を強調する。このように整理すると、武藤金解禁論の論理構造と大正9年恐慌後の資本価値保存体制・漸次的整理体制との対立的性格が明白になってくるのであるが、この点は、次節における大正期紡績資本の動向分析ののちに、改めて問題になってくるであろう。

- (1) 武藤山治「物価と大蔵大臣」『ダイヤモンド』大正10年9月21日、武藤山治『武藤山治全集』第4巻、新樹社、302頁。（以下では武藤の論文については武藤山治の名を省略する。『武藤山治全集』は『全集』とのみ記載する。なお『全集』からの引用にあたり漢字は新字体に改めた）。
- (2) 金解禁をテーマとした最初のもは、「吾国民は経済的文盲の国民なり」『国民新聞』大正11年6月6日、『全集』第4巻、315-18頁、であろう。
- (3) 楠見一成『金輸出解禁問題』有斐閣、1929年、4頁、日本銀行調査局編『日本金融史料・昭和編』第20巻、「解題」5-6頁、等参照。
- (4) 「商工立国と物価」『大阪朝日新聞』大正12年1月5日、『全集』第4巻、所収。
- (5) 同上、379-80頁。
- (6)(7) 同上、380頁。
- (8) 同上、384頁。

- (9) 同上, 382 頁
- (10) 同上, 382—84 頁参照。
- (11) 同上, 384 頁。
- (12) 「物価調節の根本観念に就て」(『時事新報』大正 11 年 8 月 22 日, 『全集』第 4 卷, 341—44 頁)においては, (一)金の輸出解禁 (二)低利資金貸出中止並に放漫なる貸出金の整理 (三)関税の廃止ないし低減 (四)政費の緊縮, の 4 頁目が物価調節策として提示されている。
- (13) 「金の輸出解禁を主張す」『大阪朝日新聞』大正 11 年 7 月 16 日, 『全集』第 4 卷, 所収。
- (14)(15) 同上, 318 頁。
- (16)(17)(18) 同上, 320 頁。
- (19)(20)(21)(22) 同上, 325 頁。
- (23) 同上, 326 頁。
- (24) 同上, 330 頁。
- (25) 日本銀行調査局編, 前掲書, 第 23 卷, 「解題」6 頁。
- (26) 楠見一成, 前掲書, 70 頁。
- (27) 第 75 回鐘紡株主総会 (大正 13 年 7 月 22 日) での武藤演説, 『全集』第 2 卷, 635—8 頁, 「対外為替と金解禁の是非」『工場世界』大正 14 年 2 月 5 日, 『全集』第 4 卷, 570 頁, 等参照。
- (28) 第 50 議会における「金輸出解禁決議案提案理由」の説明, 大正 14 年 3 月 19 日, 『全集』第 5 卷, 280 頁。なお, 為替相場の人為性については, 「経済国難と国民経済正解の急要」『全集』第 4 卷, 502 頁, も参照。
- (29) 「金輸出禁止は亡国的政策」『エコノミスト』大正 13 年 11 月 15 日, 『全集』第 4 卷, 564 頁。
- (30) 第 49 議会, 大正 13 年 7 月 2 日, 『全集』第 5 卷, 130 頁。
- (31) 前掲「金輸出禁止は亡国的政策」, 『全集』第 4 卷, 564 頁。
- (32) 「金の輸出を断行せよ」『大阪毎日新聞』大正 13 年 6 月 7 日, 『全集』第 4 卷, 563 頁, 参照。
- (33) 前掲「金輸出禁止は亡国的政策」, 『全集』第 4 卷, 560 頁, 参照。
- (34) 第 50 議会, 『全集』第 5 卷, 282 頁, 参照。
- (35) 同上, 274 頁, 参照。
- (36) 第 49 議会, 同上, 131 頁。

- (37) 「金輸出禁止継続は国民全体の損失」『国民新聞』大正13年7月25・26日、同上、173頁。
- (38) 前掲「金の輸出を断行せよ」、『全集』第4巻、562頁。
- (39) 同上、584頁、参照。
- (40) 前掲「金輸出禁止継続は国民全体の損失」、『全集』第5巻、173頁。
- (41) 「金輸出解禁及び為替問題を中心としたる経済論」『月刊有終』大正14年7月11日、『全集』第6巻、744—45頁、参照。
- (42) 前掲「金の輸出解禁を主張す」、『全集』第4巻、330頁、参照

(未完)

付記。本稿は「学校法人札幌大学研究助成費」(昭和55年度)によるものである。